

令和4年度

多可町中小企業勤労者生活資金融資のしおり

融資対象者

- ・ 中小企業に勤務している方（事業主及びその家族従業者は除く。）
- ・ 町内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務している方
- ・ 納期限の到来している町税及び国民健康保険税並びに上下水道使用料等各種公共料金を完納されている方
- ・ 本制度による生活資金融資を受けていない方
- ・ 近畿労働金庫において審査し、適当と認められる方

融資条件

資金の用途	融資限度額	返済期間	融資金利
医療	100万円	5年以内	年2.03%
冠婚葬祭	100万円	5年以内	年2.03%
教育	300万円	10年以内(最長4年の元金据置返済可能)	年2.00%
住宅増改築	300万円	10年以内	年2.03%

- ・ 信用保証 (社) 日本労働者信用基金協会の保証が必要
- ・ 返済方法 元利均等月賦返済

添付書類

- ・ 借入申込書兼保証依頼書（商工観光課にあります。）
- ・ 資金用途確認書類（見積書、領収書等支払内容の確認できるもの）
- ・ 所得証明書（税務課で発行します。）
- ・ 前年度分の納税証明書（税務課で発行します。）
- ・ 印鑑証明書（住民課で発行します。）
- ・ 家族全員の住民票（住民課で発行します。）
- ・ 健康保険証の写し又は勤務証明書
- ・ 総合口座新規申込書

申込方法 申込書に上記の書類を添えて提出してください。

取扱金融機関 近畿労働金庫北播支店 TEL 0795-23-5551

提出先 多可町役場 商工観光課 TEL 0795-32-4779（課直通）